

令和2年3月23日

所 属 長 様

警 防 部 長

重大違反對象物にかかる消防用設備等の取扱いについて（通知）

令和2年3月16日付け消防局長通知「重大違反對象物における今後の取扱いについて」に基づき、パッケージ型消火設備の取扱い及び棚と床の取扱いについて、下記のとおり通知する。

記

1 パッケージ型消火設備の取扱い

建築（着工）年月日が平成16年5月31日以前の防火対象物で、屋内消火栓設備の設置が必要である防火対象物について、パッケージ型消火設備の代替設置を認める。

なお、パッケージ型消火設備を設置する際は、「パッケージ型消火設備の取扱いについて」（平成3年消防局例規通達第13号）によること。

また、建築（着工）年月日が平成16年6月1日以降の防火対象物については従前のとおりとするが、相手方に改善の意思が認められる場合等については消防局警防部予防広報課と協議されたい。

2 棚と床の取扱い

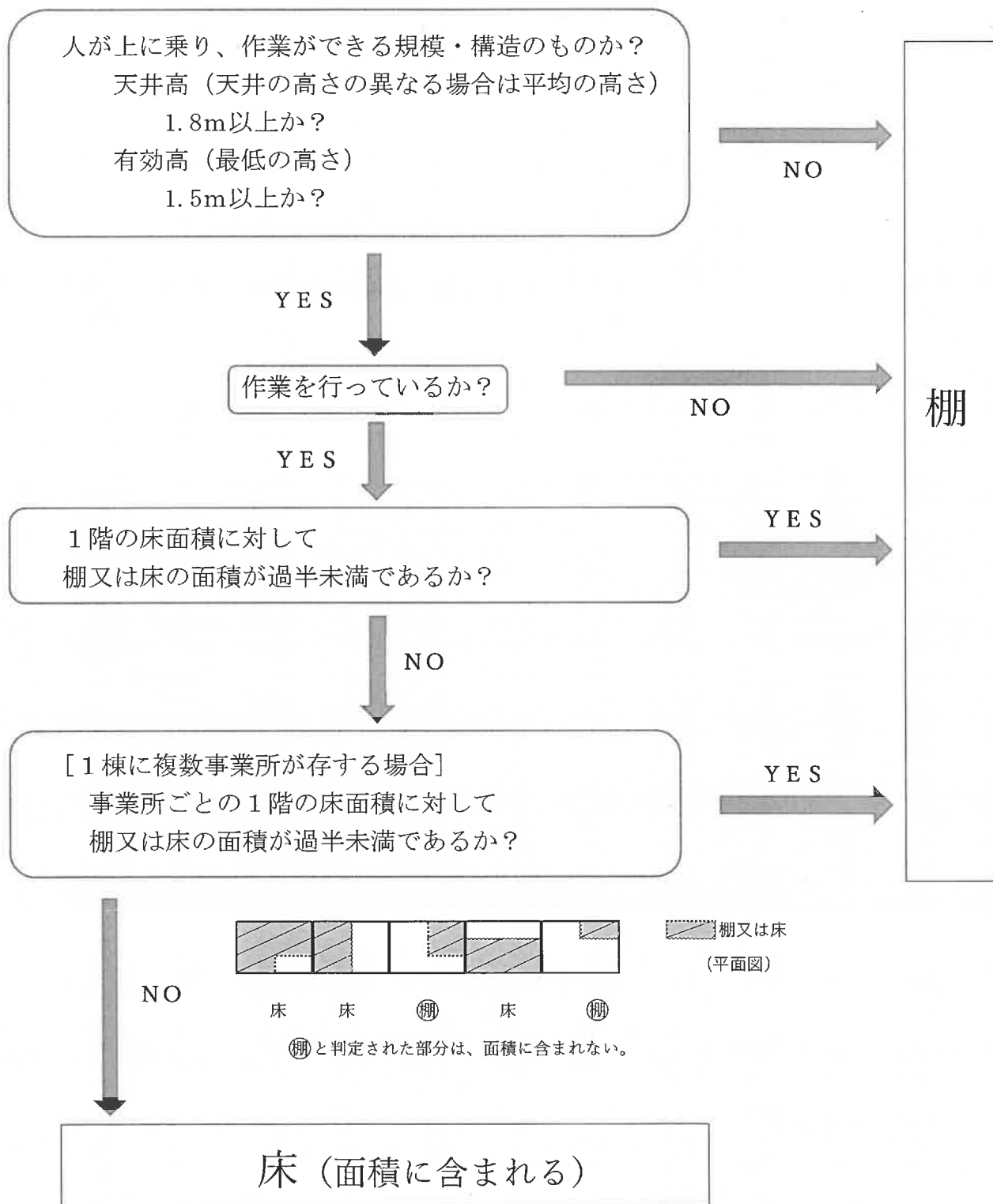
別添フローチャートにて棚又は床を判断し、消防用設備等の設置義務の有無について参考とすること。

【担当】

消防局警防部 予防広報課

毛利(1302)・勝谷(1303)

棚と床の取扱いフローチャート



【運用上の留意点】

- 1 このフローチャートは、既存対象物に現に存する棚又は床の判定にのみ適用するものとする。
- 2 棚又は床と判断されても矛盾が生じた場合は、消防局予防広報課と調整すること。